

## がん届出数は法令や施策により大いに影響を受ける

松永 弘子\*      田中 直美      茂木 文孝      真鍋 重夫  
                          千木良 英昭      高橋 健郎

### 1. 目的

がん対策基本法では、「国及び地方公共団体は、がん患者のがん罹患、転帰その他の状況を把握し、分析するための取り組みを支援するために必要な施策を講ずるものとする。」と定められた。群馬県においては、がん登録事業は平成6年1月1日から群馬県が群馬県健康づくり財団に業務を委託することで実施されている。

今回、私たちは悪性新生物届出票の届出数の推移と、がん登録を取り巻く法令や政策とを重ね合わせることで、制度や施策が届出数に及ぼす影響を検討した。

### 2. 対象と方法

平成6年から平成19年までに受け付けた悪性新生物届出票の受付枚数の年次推移と、同期間のがん登録に関わる法律や条例、関係省庁の通達、厚生労働省の研究班、群馬県や群馬大学のがん登録に関係する協議会の動きを関連付けた。

### 3. 成績

群馬県がん登録事業が開始された平成6年の届出数は2,648枚でスタートした。その後は順調に増加し、届出数は平成9年には5,828枚、平成11年には5,658枚を数えた。

平成11年、国において個人情報保護に関する検討が行われ、平成12年10月には「個人情報保護基本法に関する大綱」が公表された。

平成13年3月に個人情報保護法案が閣議決定され通常国会で審議されたが、平成14年には廃案となってしまった。しかし、平成15年5月には複雑な経緯の末、ようやく個人情報保護法が制定された。また、平成13年1月には群馬県個人情報保護条例が施行されたが、群馬県がん登録は適用除外として継続されることになった。しかし、平成13年9月には群馬県がん登録から医療機関への予後情報提供を中止している。届出数はこの動きに呼応するように平成12年から減少し始め、平成15年の届出数は3,406枚にまで落ち込んだ。

その後、平成15年5月に施行された健康増進法ではがん登録の法的な根拠が確立した。また、個人情報保護法はがん登録を適用除外として、平成17年4月に施行された。

一方、群馬大学医学部附属病院(以下、群大病院)に重粒子線治療施設を建設する計画がきっかけになり、がん罹患数の把握や治療成績の評価に精度の高いがん登録が必要であるとの認識が高まり、平成16年11月、群大病院と群馬県が中心になって、群大病院内のがん登録の整備と地域がん登録の精度向上を目的に「群馬県がん疫学ネットワーク」が設置された。

また、厚生労働省「第3次対がん10か年総合戦略」が平成16年度から始まっていたが、この中の「がん罹患・死亡動向の実態把握の研究(祖父江班)」によって精度向上のために地域がん登録や院内がん登録の標準化が強力に

---

\*群馬県健康づくり財団 群馬県がん登録室  
 〒371-0005 前橋市堀之下町 16-1

---

押し進められていたことや、がん医療の均てん化政策として「がん診療拠点病院」が整備され、院内がん登録の普及に加速がついたことが追い風になり、「群馬県がん疫学ネットワーク」は県立がんセンター、群馬県医師会、県内主要病院を構成に加えて平成17年7月には「群馬県地域がん登録連絡協議会」に発展した。この組織は院内がん登録の整備・推進や、がん登録実務者のための講演会・研修会の開催、医師会の先生方へのアピール等を押し進めた。その結果、地域がん登録への届出票は徐々に増加し、平成18年には6,310枚を数え、大いに向上した。

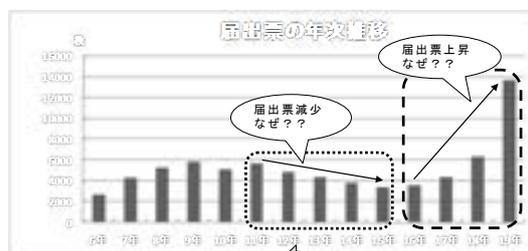
平成18年9月、がん対策基本法の成立を受けて、群馬県や群大病院のプロジェクトを有機的に連携させる目的で、「群馬県地域がん登録連絡協議会」は「群馬県がん対策協議会」に移行し、地域・院内がん登録の精度向上を図りながら、群馬県におけるがん対策全般を検討する場として活動している。平成19年の届出数は13,731枚と驚異的に増加したが、これは主に群大病院に蓄積されていた症例の届出によるものである。しかし、それを差し引いても届出数はおよそ8,000枚で、着実に増加している。

#### 4. 結論

平成6年にはじまった群馬県がん登録は、当初は順調に届出数が増加していたが、平成11年から国や群馬県において個人情報保護の検討が行われたのに呼応して届出数が減少し、個人情報保護法が制定された平成15年には届出数は最低になった。しかし、平成16年に発足した「群馬県がん疫学ネットワーク」が、平成15年に施行された健康増進法、厚生労働

省の研究班やがん医療の均てん化政策による追い風を受け「群馬県地域がん登録連絡協議会」さらに「群馬県がん対策協議会」に発展し、がん登録のアピールや整備・推進を強力に繰り広げた結果、届出数は再び増加に転じた。

群馬県がん登録の届出数は、関連する法令や施策により、良くも悪くも大いに影響を受けた。地域がん登録制度がさらに法的に確立されて、届出精度向上のためにも安定した届出数を得られることが望まれる。



|        | H11            | H12                | H13                     | H14                   | H15       | H16             | H17                   | H18                       | H19                  |                              |            |
|--------|----------------|--------------------|-------------------------|-----------------------|-----------|-----------------|-----------------------|---------------------------|----------------------|------------------------------|------------|
| 国の動向   | 個人情報保護に関する検討公表 | 個人情報保護基本法に関する大綱の公表 | 個人情報保護法案が閣議決定           | 個人情報保護法廃案             | 個人情報保護法制定 | 健康増進法施行(第16条)   | 厚生労働省「第3次対がん10か年総合戦略」 | 「がん罹患・死亡動向の実態把握の研究(祖父江班)」 | 個人情報保護法施行(第16条・第23条) | がん対策基本法(第17条・第18条) 附帯決議(第16) | がん対策推進基本計画 |
| 群馬県の動向 |                | 群馬県個人情報保護条例施行      | 群馬県がん登録から医療機関へ予後情報提供の中止 | 群馬大学医学部重粒子線治療施設設置計画開始 |           | 群馬県がん疫学ネットワーク設置 | 群馬県がん登録連絡協議会          | 群馬県地域がん登録連絡協議会            | 群馬県がん対策協議会           | 群馬県がん対策推進計画作成中               |            |

届出数はこの動きに呼応するように平成12年から減少し、平成15年には最低となった。強力なサポートにより、平成16年から届出数は上昇し、平成19年の届出数は13,731枚。  
 \*主に群大病院病院内に蓄積されていた症例の届出だが、差し引いてもおよそ8,000枚。